

# 「まちづくり町民会議のルール」

## 前文

まちづくりの基本的ルールを定める中標津町自治基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）及び第6期中標津町総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）の策定にあたり、幅広く町民の意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本条例及び総合発展計画に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町まちづくり町民会議（以下「会議」という。）を設置します。

会議においては、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、次のとおり「まちづくり町民会議のルール」を定めます。

## 1. 活動のルール

- (1-1) 会議は、委員の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- (1-2) 会議においては、お互いの職務・肩書きなどを離れて、自由な活動と発言を行なう。
- (1-3) 会議では、基本条例及び総合計画について学び、委員それぞれが立場を越えて「中標津のまちづくり」について考え、議論する場とし、その結果を町長に提言する。
- (1-4) 会議においては、政治・宗教・営利活動等を一切行わない。
- (1-5) 会議は、概ね月に1回開催することとし、必要に応じて会議回数を増やすことができる。又、いくつかのグループに分かれて討議を行なうことができる。
- (1-6) 会議に欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局へ連絡する。

## 2. 発言のルール

- (2-1) 会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- (2-2) 発言は、手短かに、わかりやすく発言し、他の発言者の話しを遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努める。
- (2-3) 発言は、属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにする。
- (2-4) 発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- (2-5) 発言において、属する団体や組織としての責任を負うことはない。
- (2-6) 欠席者は、文書で発言することができる（事務局へ提出）。

## 3. 意見集約のルール

- (3-1) 会議での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- (3-2) 意見を集約するだけでなく、結論に至る経緯や過程を重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

#### 4. 会議公開のルール

- (4-1) 会議は公開を原則とする。
- (4-2) 会議の日程は、決まり次第、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所で公表する。
- (4-3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行う。
- (4-4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4-5) 傍聴人は、会議において発言することができない。
- (4-6) 会議の写真及びビデオ撮影、録音については事務局の許可を必要とする。
- (4-7) 会議概要の閲覧は、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で行うことができる。

#### 5. 行政・関連機関との調整のルール

- (5-1) 会議の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

#### 6. 個人情報の保護のルール

- (6-1) 会議の参加者（委員、中標津町総合発展計画審議委員、傍聴人、ファシリテーター、中標津町の職員、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

#### 7. ファシリテーター、座長の設置

- (7-1) ファシリテーターは、会議の場では公平な立場に立ち、発言の促進や話の流れの整理を行なうなど、会議の合意形成や相互理解を支援する。
- (7-2) 座長は、グループに分かれて行なう会議の運営を、円滑に進めるよう努める。

#### 8. その他

- (8-1) 「まちづくり町民会議のルール」は、委員総員の2/3以上の賛成をもって改正することができる。
- (8-2) 「まちづくり町民会議のルール」に定めのない事項は、会議において協議して定めるものとする。

#### 会議を傍聴される方へ

会議を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。